

町名・字名

相模原市の区域内の町・字（市町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く〇〇町などの名称）の区域及び名称については、変更ありません。

城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町・字の区域は、原則として変更ありません。

城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町・字の名称は、各町の意向を尊重します。

なお、地域自治区が設置されるため、現在の名称の前にそれぞれ地域自治区の名称を付け加えた名称となります。

※地域自治区の名称が、それぞれ「城山町」、「津久井町」及び「相模湖町」となった場合の住所の具体例

区 分	現 行	新 市
城山町の場合	津久井郡城山町川尻	相模原市城山町川尻
津久井町の場合	津久井郡津久井町中野	相模原市津久井町中野
相模湖町の場合	津久井郡相模湖町与瀬	相模原市相模湖町与瀬

関係団体等

一部事務組合等

城山町、津久井町及び相模湖町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併日の前日に脱退し、その事務は新市に引き継ぎます。

相模湖町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、合併日の前日までに廃止し、相模湖町に係る事務は、新市に引き継ぎます。

城山町、津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公平委員会事務及び公共下水道使用料徴収事務については、合併日の前日に委託を取りやめ、その事務は新市に引き継ぎます。

城山町及び相模湖町に設置されている土地開発公社及び津久井町に設置されている財団法人津久井町開発公社については、合併日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぎます。

相模原市土地開発公社については、新市において存続します。

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続します。

相模湖町に設置されている財団法人相模湖周辺環境整備公社については、合併日の前日までに解散する方向で調整します。

※津久井郡一部事務組合解散協議会において、城山町、津久井町及び相模湖町が加入している津久井郡広域行政組合については、合併日の前日をもって解散する方向で、また、相模湖モーターボート競走組合については、合併日の前日までに解散する方向で調整されています。

公共的団体等

相模原市と城山町、津久井町及び相模湖町にある農業協同組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会などの公共的団体等については、それぞれの団体の実情を尊重し、共通の目的を持った団体については、原則合併時に統合できるよう努めることとしますが、個別の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとします。